

## 取扱職種の範囲等

当社の職業紹介事業における取扱職種の範囲等について、以下の通り明示いたします。

### ■取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲に関して

当社は、国内全域を対象に、全職種の求人求職の申し込みをサポートさせていただきます。

### ■手数料に関して

当社は、職業安定法に基づき、以下の通り届出制手数料率等の上限を定めております。求人者の皆さまと当社との個別の職業紹介における手数料等については、申込書または契約書で定めております。求職者の皆さまにつきましては、職業安定法の定めにより、一切の手数料は発生いたしません。

手数料表（一般登録型の例示）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u>  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u>  手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u>  手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

### ■返戻金制度に関する事項

当社は、求職者が求人者への入社後3ヶ月以内に求職者の責めに帰すべき事由による解雇、又は自己都合により退職した場合、原則として下記のとおり手数料の一部を求人者に返還するものとします。

-----  
入社日より3箇月以内で退職した場合：成功報酬の50%  
-----

### ■苦情等お問合せ先に関して

当社の業務は、全て職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されます。お手数でございますが、ご不審な点がございましたら以下のお問合せ先までご連絡ください。

### お問い合わせ先

株式会社ビジョン・キャリア

〒106-6139 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー39階

お問い合わせフォーム：<https://visioncareer.co.jp/contact/>

許可番号 13-ユ-310524  
-----

以上